

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 における核物質防護設備の機能の一部喪失事案に係る S E R P 予備会合の結果について

令和3年3月16日
原子力規制庁

1. S E R P 予備会合を踏まえた暫定評価

原子力規制庁は、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、本年2月21日、24日から26日まで、3月3日及び4日に実施した原子力規制検査を通じて、事業者が行う核物質防護に係る活動の劣化（以下「検査指摘事項」という。）を確認した。これを踏まえ、「核物質防護に係る重要度評価に関するガイド」及び「原子力規制検査等実施要領」に基づき、検査指摘事項について「暫定的な重要度及び深刻度の評価並びに当該結果を受けた対応区分」（以下、「暫定的な評価結果等」という。）について審議するため、同年3月9日に重要度評価・規制対応措置会合（S E R P 予備会合）を開催した。検査指摘事項の重要度を評価した結果、重要度は「赤」¹とし、深刻度は「S L I」²とする暫定評価を得た（別添1参照）。これを受け、対応区分は第2区分から第4区分に変更することとなる。

以上のS E R P 予備会合の暫定的な評価結果等について、審議いただきたい。

2. 今後の対応

暫定的な評価結果等について原子力規制委員会の了承が得られれば、別添2のとおり、東京電力に対して暫定的な重要度の評価結果を通知する。一週間以内に、東京電力からの意見陳述要望又は文書による意見の表明がなければ、重要度・深刻度の評価結果及び対応区分が確定する。

その後、対応区分が変更されることに伴う東京電力に対する指示及び規制対応措置について、原子力規制委員会に諮る。

¹ 核物質防護機能又は性能への影響が大きい水準であり、検査指摘事項の重要度に応じた分類のなかで最も規制の関与が大きい水準。

² 核物質防護上重大な事態をもたらしたものの、又はそうした事態になり得たもの。

(添付資料)

- 別添 1 原子力規制検査における指摘事項に関する重要度の評価結果（重要度評価書）【非公開】
- 別添 2 通知文案（令和 2 年度原子力規制検査（核物質防護）における検査指摘事項の重要度の暫定評価について（核物質防護設備の機能の一部喪失について）（通知））【公開は頭紙のみ】
- 別添 3 「核物質防護に係る重要度評価に関するガイド」（令和 2 年 4 月）（該当部分抜粋）【公開】
- 別添 4 「原子力規制検査等実施要領（該当部分抜粋）」【公開】
- 参考資料 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案の概要【公開】